

2025 年度 活動方針

1 はじめに ― 人権・同和問題を取り巻く状況

香川県人権・同和教育研究協議会（以下「香同教」）は、1961 年 1 月 21 日香川県同和教育研究協議会として結成されました。それ以来、私たちは、半世紀以上にわたって「差別の現実から深く学ぶ」ことを基底に据え、被差別の側に立ち教育・保育内容の創造、地域の教育力の向上に努めてきました。そして、差別に起因する「長欠・不就学」をなくす取組や奨学金制度の確立など、子どもたちの教育権の保障、被差別の立場にある子どもたちを中心に据えたなかまづくり、「全国高等学校統一用紙」の趣旨を徹底した「就職差別につながるおそれのある 12 項目」（以下「12 項目」）の取組、人権尊重のまちづくりをめざした啓発活動など、さまざまな人権課題の解決と人権文化の確立をめざして取り組んできました。また、私たちの先達は、子どもたちの背景にある同和問題に直面し、目の前にいる子どもたちの実情に即した教育活動を地道に実践し、それを検証し、改善させていきました。その成果として、同和地区生徒の高等学校等への進学率の較差の縮小や採用選考時における「12 項目」にかかる質問の減少など、人権・同和問題を取り巻く状況は着実に改善されてきました。

しかし、高度情報化社会、格差社会など社会の急速な変化に伴い、厳しい立場に立たされている子どもたちの学力・進路保障の課題、インターネットを使用しての部落差別を扇動する書き込み、「全国部落調査」復刻版の発行や特定の国籍の外国人を差別排斥しようとする、いわゆるヘイトスピーチなど、新たな差別事象が発生し、深刻化しています。また、子どもに関しては、貧困やヤングケアラーの状態、いじめ・体罰等による自死、児童虐待などが大きな問題となっています。さらに、女性、高齢者、障がい者、外国人、ハンセン病回復者・H I V感染者、L G B Tなど性的マイノリティの人たち等の人権課題や、平和・環境などにおいても、依然未解決の部分が残されています。

2016 年にはいわゆる人権三法（障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法）が施行されました。2019 年には「アイヌ新法」「ハンセン病家族補償法」、2023 年「子ども基本法」「L G B T理解増進法」が施行され、さらに、2024 年には、誹謗中傷等のインターネット上の違法・有害情報に対して対応の迅速化と運用状況の透明化ができるよう、「情報流通プラットフォーム対処法」に改正されるなど、個別の人権課題解決への法整備が進んでいます。これら法制定にかかる趣旨を人権尊重社会の実現に向けて広がりをもたせることが、今、私たちに求められています。

香同教は、これまでの人権・同和問題への取組の成果をふまえ、依然として残されている課題を解決していくために、今年度の活動方針として、具体的なこれからの活動の視点を以下に明示します。

2 活動方針

(1) 学校（園・所）における人権・同和教育の取組

① 子どもの背景にある真実を大切にする

同和教育は、「きょうも机にあの子がいない」ことに憂い悩み、子どもたちの「長欠・不就学」を解決するため、「差別の現実から深く学ぶ」ことを基軸にしてはじまりました。私たちは、「長欠・不就学」の問題が個人の責任によるものではないことを明らかにし、しんどい状況にある子どもや保護者とかかわり、一人ひとりにしっかりと寄り添いながら、子どもたちの学習権が保障されるよう取り組

んできました。そして、背景にある真実をきちんと見つめるということを学びました。行動を問題として表面だけでとらえるのではなく、そこに至った背景やそうせざるを得ない思いなどを十分理解したうえで、課題解決にあたる取組を一層推進していく必要があります。

② 差別解消に向けて展望がもてる学習を創造する

私たちは、人権・同和教育の実践のなかで、正しい認識を培う学習を大切にしてきました。例えば、同和問題学習では、部落史研究の成果にもとづき、明るい展望がもてるよう「差別と貧困」から「生産と労働」の側面をとらえた学習内容へと構築し直しました。また、地域でのフィールドワークや聞き取りから、厳しい差別の現実のなかをたくましく、したたかに生きてきたこと、人間としての温かさや優しさをもって、励まし合いながら差別とたたかってきたことなどを学んできました。今後も歴史や差別の現実をふまえ、くらしや社会を見つめ、差別解消に向けた展望がもてるよう教育内容を創造することが大切です。

③ 自尊感情をバランスよく高める

人は、自分自身がひとりの人間として大切にされているという実感をもつことができるときに、自己や他者を尊重しようとする感覚や意識が育つと言われています。そのためには、自己の存在そのものに尊い価値があることを自覚することにより育まれる自尊感情（「核心的自尊感情」「基本的自尊感情」などとよばれる）と、得意なことなどを自覚することをおして育まれる自尊感情（「状況的自尊感情」や「社会的自尊感情」など）をともに高めていくことが必要です。これら二つの側面からの取組をバランスよく進め、自己や他者を尊重する子どもの育成を図っていくことが大切です。

④ しんどい状況にある子どもを中心に据えたなかまづくりを進める

人権・同和教育は、部落差別、障がい者差別、外国人差別等に直面している子ども、厳しい生活実態にある子ども、いじめを受けている子どもなどを中心に据え、集団のなかで一人ひとりがかけがえない存在であることを実感できるなかまづくりに取り組んできました。そのなかで、自分や家族のこと、くらしを「見つめる」「つづる」「語る」などの営みをおして、なかまとしての信頼を深め、悩みをともに解決していこうとする自主活動の取組を生み出してきました。その基盤になるのが、教職員の子どものに寄り添う姿勢であり、子どものどんな小さなサインをも見逃さない感性です。日々の会話や話し合い、日記や生活ノート、家庭訪問などをおした丁寧なかかわりが大切です。そして、子どもや保護者、地域の人たちが自らの力でつながっていく営みを支えつなげていくためのかかわりを大切にしなければなりません。

⑤ すべての子どもの進路を保障する

「進路保障は同和教育の総和である」という考えのもと、すべての子どもの学力向上に努めるとともに、さまざまな課題の解決に取り組み、自らの進路を自らの力で切り拓くことのできる力を高めてきました。しかしながら、教育の不平等、就職差別は同和問題解決の重要な課題でした。就職差別につながる社用紙を撤廃させ、公正採用選考につながる「全国高等学校統一用紙」の使用や「12 項目」などの取組は、すべての子どもの進路を保障するものとして広がりを見せています。2003 年度からは、大学・短大・専修各種学校等の入学者選抜においても取組を進めています。

ところが、社会における経済格差が一層深刻さを増し、進学や就職に際してさまざまな困難な状況が見られるようになってきています。すべての子どもが自らの進路に展望をもち、選択し、その目標に向かって自己実現を図っていく力を身につけていくことがより強く求められています。私たちは、

子どもの進路を阻む差別を見ぬく力を身につけるとともに、子どもと真摯にかかわりながら適性を的確に把握し、一人ひとりの進路を保障していく必要があります。

(2) 社会教育における人権・同和教育の取組

① 多様で魅力ある取組を進める

私たちは、自治体を中心に、青年会、老人会、PTAなどの各種機関・団体との連携のもとに、人権を守り、生活を高める営みを実践してきました。そのなかで大切にしてきたことは、人権課題に対する理解と認識を深め、すべての人に豊かな人権感覚が育まれるような取組を推進することです。そのために、人権に関する行事等の企画運営を積極的に行うとともに、身近な人権課題や地域の実情に応じたテーマの設定、社会奉仕活動や参加型・体験型学習の導入などの、多様で魅力ある取組を行ってきました。さらに、人を集める啓発活動だけでなく、人が集まった所に担当者が出向いていく実践も見られます。今後もこうした多様な取組を一層工夫・改善していくことが求められています。

② 地域のなかで子どもを育てる

これからの社会を担う子どもたちは、学校（園・所）や地域のさまざまな場で、豊かな出会いを重ねながら主体的に生きる力を高めています。この子どもたちの豊かな育ちを支えるために、子ども会活動として、部落史等を取りあげた学習会に取り組んでいる地域や、近隣の子どもも含めた学習会を実践している地域もあります。また、人権学習の成果の発表の場として、隣保館を中心に地域の文化祭等での作品展示や人権劇の発表等が行われています。これらの取組は、保護者や地域の人たち、学校（園・所）が協力し、積極的に参画することでより充実したものになります。子どもを中心に据え、保護者や地域が一体となって活動を盛りあげ支えていくことをとおして、地域における人と人とのつながりを強め、広げていくことができます。「地域のなかで子どもを育てる」ことをキーワードにして、取組の充実を図っていかねばなりません。

③ 地域のネットワークを生かした協働を進める

学校（園・所）には学校（園・所）の教育力があるように、家庭、地域、関係諸機関にもそれぞれの教育力があります。まず、それぞれの集団において人権尊重の理念や取組の方向性を共有し、幅広い協働へとつないでいくことが求められています。そのためには、人権・同和教育を中心とした地域コミュニティづくりなど、よりよいネットワークを構築していかなければなりません。このネットワークを生かした取組のなかでこそ、豊かな体験や多様な人びととの出会いが生まれ、自分の生き方を豊かに創りあげていくための力を身につけることができると考えます。すべての人びとが真摯な交流を行い、人権文化を確立するために、協働することをさらに進めていくことが大切です。

3 おわりに

私たちは、「人権と共生の社会」の実現をめざし、しんどい状況にある子どもを中心に据え、すべての子どもたちの学力・進路保障に向けて、子どもたちのくらしから、ともに学び、ともに生き、今後も人権・同和教育を一層推進させていかなければなりません。人権・同和教育に携わる人たちをはじめとする多くの県民のみなさんのご理解・ご支援のもと、研究大会（香同教大会、四人研、全人教研究大会（香川大会＝1999年、2014年））等の成果を大切にしながら、これまで積み重ねてきた実践の成果と課題を明確にしましょう。お互いが向き合うこと、語り合うことの大切さをかみしめながら、報告校等の教育内容に学び、人権課題の解決と人権文化の確立のために、さらなる研究・実践を進めていきましょう。